

(参考)

## (諮問文写し)

教生総セ 第2345号

平成24年11月27日

さいたま市公民館運営審議会  
委員長 楠谷 忠洋 様

さいたま市立生涯学習総合センター  
館長 中川 晴美

さいたま市公民館運営審議会への諮問について

社会教育法第29条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

### 記

#### 1 諮問事項

社会変化に対処する公民館のあり方について

#### 2 諮問理由

少子・高齢化、地域コミュニティの希薄化、防災等の安全に対する意識の高まりなど、社会の変化が著しい中、地域での公民館が果たすべき役割が重要になっております。

公民館が、より多くの住民に気軽に利用され、つどいの場、市民相互の学び合いや、そしてまちづくりの拠点としての役割を果たすため、さらに効果的な事業を実施していくことが課題となっています。

そこで、これまでの公民館の実績を検証し、今後の公民館のあり方について諮問するものです。

#### 3 検討の観点

- (1) さいたま市の公民館の現状と課題
- (2) まちづくりの視点に立った公民館事業のあり方
- (3) さいたま市の「公民館のあるべき姿」とは